

野沢温泉スキー場

ゲレンデマップ2016



イイ冬、ほっとな時間
～野沢温泉物語～

※マップ上にコース・ゲレンデ名が入っていない部分については、スキー場管理区域外ですので立ち入らないで下さい



上記滑走具以外はソリ専用ゲレンデでお楽しみください。
※表示滑走具以外はリフトに搭乗できません。

凡例	上級者コース	スキースクール
ゴンドラ	中級者コース	託児所
リフト	初級者コース	シャトルバス乗場
遊道路	新雪エリア	更衣室・スキーロッカー
公衆電話	ポール（要予約）	駐車場
リフト券売所	コース	スキーセンター（案内所）
トイレ	ナイター	インフォメーション
バトロール	立入禁止エリア	レストラン
滑走禁止エリア	自己責任特別エリア	レンタル
スキー場管理区域外		

◎ゲレンデ・コース

1 やまびこゲレンデ A コース	1,300m
2 やまびこゲレンデ B コース	800m
3 やまびこゲレンデ C コース	850m
4 やまびこゲレンデ D コース	1,250m
5 やまびこゲレンデ E コース	1,000m
6 小毛無ゲレンデ A コース	200m
7 小毛無ゲレンデ B コース	200m
8 上ノ平ゲレンデ	2,000m
9 上ノ平ゲレンデファミリーレーン	800m
10 パラダイスゲレンデ	1,200m
11 湯の峰ゲレンデ A コース	800m
12 湯の峰ゲレンデ B コース	700m
13 水無ゲレンデ A コース	800m
14 水無ゲレンデ B コース	700m
15 プナ林コース	1,500m
16 シュナイダーコース	1,500m
17 チャレンジコース	1,200m
18 チャレンジ39° のカベ	300m
19 ユートピア A コース	400m
20 ユートピア B コース	350m
21 林間コース	5,000m
22 牛首コース	1,200m
23 黒鞍コース	550m
24 カンダハーゲレンデ西コース	990m
25 カンダハーゲレンデ東コース	990m
26 スカラインコース	3,500m
27 グランプリコース	800m
28 ジャンピングコース	500m
29 日影ゲレンデ A コース	600m
30 日影ゲレンデ B コース	200m
31 日影のカベ	200m
32 伊勢堂ゲレンデ	350m
33 長坂ゲレンデ	700m
34 向林コース	200m
35 柄沢ゲレンデ	3,000m
36 はちまんコース	250m
37 林間コース（ショートカット）	250m
38 長坂連絡コース	1,300m
39 クマタカコース	650m
40 キツネコース	1,050m
41 柄沢連絡コース	950m
42 カモシカコース	900m
43 ウサギコース	500m
44 野沢温泉シャンツェ	
45 オリンピックススポーツパーク	
46 南原クロスカントリーコース	

◎ゴンドラ・リフト

1 長坂ゴンドラリフト	3,515m	12 日影トリプルリフト	201m
2 日影ゴンドラリフト	2,274m	13 日影第2ペアリフト A 線	534m
3 やまびこフォアリフト	1,097m	14 日影第2ペアリフト B 線	494m
4 やまびこ第2フォアリフト	732m	15 カンダハーベリフト	872m
5 スカライン連絡ベアリフト	198m	16 真流ベアリフト	560m
6 上ノ平フォアリフト	1,752m	17 長坂トリプルリフト	271m
7 パラダイスフォアリフト	934m	18 長坂フォアリフト	664m
8 湯の峰ベアリフト	623m	19 長坂ゴンドラ連絡ベアリフト	431m
9 水無トリプルリフト	547m	20 柄沢ベアリフト	1,031m
10 チャレンジベアリフト	1,223m	21 遊道路（動く歩道）	288m
11 ユートピアベアリフト	401m		

野沢温泉村スキー場安全条例

野沢温泉村では、野沢温泉スキー場を訪れるお客様が、より安全にスノースポーツを楽しんでいただくことを目的に、全国に先駆けて「野沢温泉村スキー場安全条例」を定めました。これは、村・スキー場管理者にしっかりと安全対策を確保することを求めると同時に、スキー場利用者に対しても最低限のルールとマナーを守っていただき、楽しい思い出を持っていただくために定めたものです。

（目的）
この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（遵守義務）
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

（雪上スポーツの責務）
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術に対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの責務）
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

（村の責務）
第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

（指定管理者の責務）
第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

野沢温泉スキー場安全条例

（目的）
この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（遵守義務）
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

（雪上スポーツの責務）
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術に対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの責務）
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

（村の責務）
第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

（指定管理者の責務）
第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

野沢温泉スキー場安全条例

（目的）
この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（遵守義務）
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

（雪上スポーツの責務）
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術に対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの責務）
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

（村の責務）
第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

（指定管理者の責務）
第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

野沢温泉スキー場安全条例

（目的）
この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（遵守義務）
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

（雪上スポーツの責務）
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術に対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの責務）
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

（村の責務）
第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

（指定管理者の責務）
第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

野沢温泉スキー場安全条例

（目的）
この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（遵守義務）
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

（雪上スポーツの責務）
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術に対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの責務）
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

（村の責務）
第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

（指定管理者の責務）
第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

野沢温泉スキー場安全条例

（目的）
この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（遵守義務）
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

（雪上スポーツの責務）
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術に対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの責務）
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

（村の責務）
第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

（指定管理者の責務）
第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

野沢温泉スキー場安全条例

（目的）
この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（遵守義務）
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

（雪上スポーツの責務）
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術に対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの責務）
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

（村の責務）
第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

（指定管理者の責務）
第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

野沢温泉スキー場安全条例

（目的）
この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（遵守義務）
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

（雪上スポーツの責務）
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術に対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの責務）
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

（村の責務）
第7条 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

（指定管理者の責務）
第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

◎ゴンドラ・リフト料金			
券種	おとな	こども（中学生以下）	シニア
1日券	4,800円	2,200円	3,700円
1.5日券	7,800円	3,700円	5,400円
2日券	9,000円	4,200円	6,500円
3日券	12,600円	5,700円	9,500円
半日券	3,700円	1,600円	3,000円
リフト1回券	450円	250円	—
ナイター券（長坂ゲレンデ）	1,600円	850円	—
長坂ゴンドラリフト	1,700円	850円	—
日影ゴンドラリフト	1,300円	650円	—
個人シーズン券	63,000円	50,000円	57,000円
個人シーズン券（3月以降）	32,000円	20,000円	26,000円

※運行開始時間：山麓リフト8:30～／ゴンドラリフト8:40～
※<半日券>午前券は営業開始から13:00まで、午後券は12:00発売開始から日中営業終了まで有効
※1.5日券：午後（12:00～日中営業終了）+翌日1日、又は1日+翌日の午前（営業開始～13:00）
※こども券は中学生以下、シニア券は60歳以上の方（年齢確認できるものを提示）が対象です。
※未就学児は有料利用者（大人）が同伴した場合、有料利用者1名につき未就学児1名は無料
※ナイター営業は日中営業終了時間から20:00までとなります。
※身体障害者・知的障害者割引あり（障害者手帳の提示が必要※コピー不可 詳しくはお問い合わせください。）

◎スキースクール料金			
受付時間	8:30～10:00		
レッスン時間	10:00～12:00	13:15～15:15	
料 金	1日コース	半日コース	備 考
常設スキー・スノーボード教室	5,400円	4,320円	中学生以上
常設教室リフトバック（初級コース以上）	8,800円	1日講習+1日リフト券	高校生以上
常設教室初心者バック	7,800円	1日講習+1日リフト券	初心者のみ
プライベートレッスン	23,760円	17,280円	受講生3名まで

※他にファミリーレッスン、グループレッスンもございます。

◎ゲレンデ内レストラン・食堂ガイド			
エリア／店舗名	電話(0269)	エリア／店舗名	電話(0269)
やまびこエリア		日影エリア	
喫茶 ダンケ	080-2243-0030	グリーンハウス マルトミ	☎85-2838
レストハウス やまびこ	☎85-3523	内田食堂	☎85-2240
喫茶 セアヴス	☎85-3523	ONEDAY	☎85-2275
上ノ平エリア		サン・ヤマキ	☎85-2800
上ノ平ロッヂ	☎85-2603	モスバーガー（野沢温泉スキー場店）	☎85-1771
パラダイスエリア		カフェ&レスト オリーブ	☎85-3732
はくぎん	☎85-2617	食事処 かすみ	☎85-2453
パノラマハウス ぶな	☎85-3894	長坂エリア	
太郎小屋	☎85-2245	山のホテル 大麓レストラン	☎85-4000
上ノ平ビュッテ ポバイ	☎85-2247	食処 河廣	☎85-2458
上ノ平山荘	☎85-2248	CAFÉ STEP	☎85-3117
ユートピア	☎85-3055	レストラン カントリーババ	☎85-2646
伊勢堂エリア		レストハウス げんたろう	090-3143-6217
シュナイダーズレストラン	☎85-2583	睦吉エ	☎85-2827
カシ米尔ハウス	☎85-3179	野沢温泉スリリーナ シャンテル	☎85-4567
ロッヂ でんべえ	☎85-3838	柄沢エリア	
ロッヂ ハーネカム	☎85-3504	柄沢食堂	☎85-2621
ペンション シュネー	☎85-2012		
三井食堂	☎85-2997		

信州 野沢温泉スキー場

〒389-2502長野県下高井郡野沢温泉村豊郷7653

tel.(0269)85-3166 fax.(0269)85-2201

http://nozawaski.com



落し物、こまった時は
日影スキーセンター TEL.0269-85-2133

ケガした時は
スキー場バトロール本部 TEL.0269-85-3456

野沢温泉スパリーナ TEL.0269-85-4567

日本スキー博物館 TEL.0269-85-3418

Asahi

いい朝、あける!

朝専用 WONDA ワンダ モーニングショット

アサヒ飲料株式会社

WONDA Morning Shot

<スキー場利用規則>

1.他人を傷ついたり、おびやかしたりしてはならない。
2.地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
3.前にいる人の滑走を妨害してはならない。
4.追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない。
5.滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確保しなければならない。
6.コースの中で座り込んではいけません。せまい所や上から見通せない所では立ち止まるとも危険な場合があります。転んだときは、すばやくコースをあけなければならない。
7.登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
8.スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
9.指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーバトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
10.事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
11.スキー場利用に不安な場合は、申し出て下さい。
12.「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
13.乗車し終わったら、直ぐにリフトから降りてください。
14.スキーヤーは、スリッパがとがりの人の迷惑にならないよう注意してください。
15.スリッパ等ははぎのこ、衣類等のヒモにも注意してください。
16.ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたんでください。
17.登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
18.スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
19.指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーバトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
20.事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
21.スキー場利用に不安な場合は、申し出て下さい。
22.「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
23.乗車し終わったら、直ぐにリフトから降りてください。
24.スキーヤーは、スリッパがとがりの人の迷惑にならないよう注意してください。
25.スリッパ等ははぎのこ、衣類等のヒモにも注意してください。
26.ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたんでください。
27.登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
28.スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
29.指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーバトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
30.事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
31.スキー場利用に不安な場合は、申し出て下さい。
32.「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
33.乗車し終わったら、直ぐにリフトから降りてください。
34.スキーヤーは、スリッパがとがりの人の迷惑にならないよう注意してください。
35.スリッパ等ははぎのこ、衣類等のヒモにも注意してください。
36.ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたんでください。
37.登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
38.スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
39.指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーバトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
40.事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
41.スキー場利用に不安な場合は、申し出て下さい。
42.「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
43.乗車し終わったら、直ぐにリフトから降りてください。
44.スキーヤーは、スリッパがとがりの人の迷惑にならないよう注意してください。
45.スリッパ等ははぎのこ、衣類等のヒモにも注意してください。
46.ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたんでください。
47.登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
48.スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
49.指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーバトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
50.事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
51.スキー場利用に不安な場合は、申し出て下さい。
52.「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
53.乗車し終わったら、直ぐにリフトから降りてください。
54.スキーヤーは、スリッパがとがりの人の迷惑にならないよう注意してください。
55.スリッパ等ははぎのこ、衣類等のヒモにも注意してください。
56.ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたんでください。
57.登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
58.スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
59.指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーバトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
60.事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。<